

事業事前評価表

国際協力機構民間連携事業部海外投融資第二課

1. 基本情報

- (1) 国名：パレスチナ自治区（パレスチナ）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：パレスチナ自治区全土
- (3) 案件名：中小零細事業者支援事業（海外投融資 融資）
- (4) L/A 調印日：2022 年 12 月 14 日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 中小零細企業セクター・金融セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パレスチナでは中小零細事業者（Micro, Small and Medium Enterprises：以下、「MSME」という。）が企業数の 97%、雇用者数の 87%を占めており、MSME はパレスチナ経済において重要な役割を果たしている。他方で、長年の占領の歴史から、銀行そのものの発展、金融サービスのアクセスが阻害されてきたこと、また、企業の信用力・法的規制枠組みが未成熟であることから、パレスチナの金融アクセスは十分ではなく、金融アクセスの不足が MSME を中心とした民間セクター発展の課題となっている。結果として、MSME の GDP におけるシェアは僅か 24%と、企業数、雇用者数を加味しても他国に比して低い水準に留まっている。かかる中、パレスチナ自治政府は、国家基本戦略「国家政策アジェンダ 2017-2022」において、優先的国家政策（National Priority）として「経済的な自立の実現」を掲げており、この中で MSME への資金調達を含めたビジネス環境整備を定めている。また、「国家経済開発のための分野別戦略 2017-2022」（国家政策アジェンダの下位に当たる分野別の開発計画）では、MSME の競争力強化支援が戦略的目標として掲げられており、MSME の金融サービスへのアクセス強化を方針として挙げている。COVID-19 流行に伴い、2020 年のパレスチナの経済成長率は-11%を記録し、2021 年は速報値ベースで約 6%の成長を記録したが依然としてコロナ禍以前の水準には戻っておらず、MSME 含めた民間企業は大きな影響を受けている。パレスチナ自治政府は経済復興の柱の一つとして MSME 向けの金融支援プログラム（Estidama Program）を実施している。

パレスチナの金融機関はパレスチナ金融庁（Palestine Monetary Authority。以下、「PMA」という。）の管轄のもと、2020 年 3 月 31 日よりバーゼルⅢ（バーゼル銀行監督委員会が定める国際的に活動する銀行の財務健全性確保に関する国際統一基準）を導入。バーゼルⅢの導入により、2024 年までに Tier1 自己資本比率を 13.16%まで増加させることが求められている。

かかる状況の中、本事業は MSME を顧客として有する最大手の商業銀行である Bank of Palestine（以下、「BoP」という。）への融資を通じ、同行の MSME 向け貸付の拡大を促進し、以ってパレスチナの MSME の金融アクセス改善を図るものである。

（２） 中小零細企業セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

我が国の「対パレスチナ自治区国別開発協力量針」（2017 年 9 月）では、民間企業の大半を占める MSME を中心とする民間セクターの強化を重要な課題とし、MSME の競争力や基礎体力の強化に取り組むとしている。また、日本独自のイニシアティブである「平和と繁栄の回廊」構想において、ジェリコ農産加工団地を中心としてパレスチナ製品の輸出振興を支援している。JICA の「パレスチナ自治区国別分析ペーパー」（2016 年 3 月）では、パレスチナの雇用創出、ビジネス環境の整備、国際的競争力強化を促すため、産業振興のプレイヤーとなる MSME に対する支援を継続するとし、「産業振興プロジェクト」（2019 年 3 月～現在）等を通じ、中小零細企業に対して質の高いビジネス開発サービスが提供される仕組みづくりを支援してきている。

本事業はパレスチナの開発課題、開発政策、並びに、我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、MSME の金融アクセス改善ひいては持続的な経済成長に資することから、SDGs のゴール 8（金融サービスへのアクセス改善）、ゴール 9（小規模企業の金融アクセス拡大による産業化促進）、及びゴール 17（パートナーシップ）に貢献するものであり、海外投融資による支援の意義は高い。

（３） 他の援助機関の対応

国際金融公社（IFC）、欧州復興開発銀行（EBRD）、欧州投資銀行（EIB）、経済協力振興投資公社（Proparco）が BoP に対して MSME 向けや女性起業家向けなどの資金支援並びに技術支援などを実施している。

3. 事業概要

（１） 事業概要

① 事業の目的

本事業は、パレスチナの手大商業銀行である BoP 向け融資を通じて、パレスチナに所在する MSME の金融アクセス改善を図り、もって、パレスチナの民間セクター開発に寄与するもの。

② 事業内容

BoP によるパレスチナ全域の MSME に対する貸付を BoP に対する株式転換条項付き永久劣後融資を通じて支援するもの。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

パレスチナ全域の中小零細事業者

(2) 総事業費：30 百万米ドル

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）：

2022 年 12 月～2023 年 1 月

(4) 事業実施体制

1) 借入人：Bank of Palestine P.L.C

2) 保証人：なし

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担：特になし

(6) 環境社会配慮

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、本事業による環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

③ その他：BoP との間で「JICA の環境カテゴリ C 分類基準に相当する案件のみサブプロジェクトとして選定する」ことに合意している。

(7) 横断的事項：特になし

(8) ジェンダー分類：GI (S)（ジェンダー活動統合案件）

＜活動内容/分類理由＞

融資額の女性 MSME へのイヤマークが指標にも設定されるため。また、取締役会の女性メンバー割合（33%）、従業員割合（37%）などからも、2X チャレンジ貢献案件に該当。

(9) その他特記事項：特になし

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2021 年実績値)	目標値(2026 年) 【事業開始 4 年後】
貸付金	3,645 百万米ドル	4,045 百万米ドル
MSME 向け貸付金	540 百万米ドル	600 百万米ドル
MSME 融資の借入人増加数	-	500 社
MSME 向け貸付金増大額に占める女性が経営する MSME 向けの融資に用いられる割合	-	30%

(2) 定性的効果

5. 前提条件・外部条件

特になし

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

エジプト向け円借款「零細企業支援事業」の事後評価結報告書の教訓では、案件形成時に非金融サービスに対する仲介融資機関や最終借手のニーズを可能な範囲で確認したこと及び適切な与信判断を行う仲介金融機関の選定を成功要因に挙げた。

本事業では、実施中の技術協力による非金融サービスとの連携による最終借手の能力強化の可能性を実施段階において検討する予定である。また、審査を通じて BoP の融資業務経験、支店体制、融資判断に係る審査及びリスク管理を確認している。また BoP はパレスチナの MSME 融資において最大のシェアを誇り、また他の開発金融機関から MSME 融資に係る能力の強化支援を受けるなどして、その一層の強化にも努めていることを確認している。

7. 評価結果

本事業は当地域の課題、開発政策、並びに我が国及び JICA の協力量針に合致し、また中小零細事業者の金融アクセス改善を通じて同地域の民間セクター開発に資することから、SDGs ゴール 8（金融サービスへのアクセス改善）、9（小規模企業の金融アクセス拡大による産業化促進）、17（パートナーシップ）に貢献するものであり、支援の意義は高い。

8. 今後の評価計画

（１）今後の評価に用いる指標

４．のとおり。

（２）今後の評価スケジュール

事業開始 4 年後 事後評価

以 上